平成２６年（フ）第６３５号
京都市伏見区久我東町６番地29　エクセル久我の杜402、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町333番地12
破産者　河井　　牧
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
兵庫県三木市宿原86番地の12
破産者　ＴＨＣこと　石井　貞之
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山１番地19
破産者　尾田　松枝
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６６号
徳島県徳島市中島田町４丁目118番地の１ネオハイツ１―Ｃ号、旧住所徳島県徳島市春日１丁目４番１号
破産者　松尾　利宣
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８５号
北海道旭川市豊岡４条５丁目２番７号
破産者　竹原　慶樹
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９６号
北海道旭川市旭町２条17丁目199番地の119
破産者　内田英一郎
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１号
北海道帯広市西15条南10丁目１番地41　コーポサンフル105
破産者　大口　　茂
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
青森市松森１丁目１番１号　松森マンションＢ―102、申立時の住所青森市古川３丁目６番８号
破産者　辻　　俊朗
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北109番地４
破産者　佐藤　慎哉
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
秋田市下新城中野字琵琶沼188番地５　コーポラス・なかじま103号、前住所秋田市金足追分字海老穴216番地12
破産者　畑澤　　満
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
山形県南陽市高梨433番地の13
破産者　金子　　駿
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４５４号
横浜市南区永田東２丁目37番20号　メゾン三貴101号
破産者　大前　誓賢
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６８号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番８―202号
破産者　佐藤　美則
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６９号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番８―202号
破産者　佐藤　如月
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０６号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―13―501、開始決定時の住所横浜市港南区港南台２丁目１番16―515号
破産者　窪田　良三
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４９号
横浜市港北区下田町４丁目１番12―114号
破産者　藤島　　勇
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６０号
横浜市緑区十日市場町867番地10　プリベール十日市場206号、開始決定時の住所横浜市緑区十日市場町854番地15　プラハ十日市場203号
破産者　植田　律子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１９５号
横浜市港南区日野南４丁目10番21号
破産者　岩田　哲也
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６５号
神奈川県鎌倉市大船３丁目16番16号
破産者　渡辺理恵子（旧姓土生）
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部